

## Tottori Mirai Base プロジェクトメンバー公募要領

### 鳥取県令和の改新戦略本部とっとり未来創造タスクフォース

#### 1 事業の背景・目的

本県における政策立案にあたっては県民や事業者の課題に基づいた多様な政策が存在するが、人口減少が加速度的に進行する今後は現状の課題を起点にするのみでなく、若手世代が描いた鳥取県の未来のありたい姿を基にした政策の再構築を推進していくとともに、未来思考人材の育成を推進していくことが必要となる。

そこで、鳥取県の30年後の姿から逆算的に政策を企画するバックキャスト型の政策立案を推進するべく、予想される鳥取県の未来やありたい姿などをわかりやすく示した「とっとりの未来予想図」を若い世代を中心とした県民、関係人口とともに描き、本プロジェクトへの参加を通じて、教育現場や地域との関わりに積極的に参画していくことのできるメンバーの公募を行う。

#### 2 応募資格

以下の全ての条件にあてはまる方

- ア 15歳（中学生を除く）以上39歳以下（基準日…令和8年4月2日）
- イ 国・普通地方公共団体の職員又は議員ではない者
- ウ 暴力団員及び暴力団関係者ではない者
- エ 社会的に問題が指摘される団体等に属しておらず、当該団体と関係を有するものではない者
- オ 任命日から令和8年12月頃までの期間で合計3回程度開催予定のワークショップについて、いずれの日程においても対面での参加が可能な者（一部日程はオンライン開催の可能性あり）
- カ 鳥取県のあるべき姿や理想像及び地域ビジョンの策定に関心があり、積極的にコミュニケーションがとれる者
- キ 任命期間中において、本プロジェクト及び鳥取県施策の情報発信等へ積極的に協力が可能な者
- ク 本事業に関する活動中の写真・動画について、鳥取県及び各種メディアの広報資料に掲載される場合があることを了承している者
- ケ 未成年者が応募する場合、保護者の同意を受けている者

#### 3 メンバーの職務

- ・「とっとりの未来予想図」の作成・ブラッシュアップに向けたワークショップへの参加
- ・「とっとりの未来予想図」に関する情報発信
- ・「とっとりの未来予想図」を活用した各種事業への協力

#### 4 募集人員

7名程度

#### 5 メンバーの任期

任命日から令和9年3月31日まで

## 6 報酬

報償費（日額9,900円を基準とした活動内容・時間に応じた額）と交通費（県の旅費規定に準じた額）を支給する。その他、活動に必要な経費についても、予算の範囲内で県が負担する。

## 7 選考方法

応募書類を審査し、必要に応じてオンライン面接を行った上で、メンバーを決定する。  
選考結果については、応募期間終了後、担当課より応募者全員にメールにて連絡する。

## 8 選考基準

- ・ワークショップへの強い参加意欲及び鳥取県の施策や将来ビジョンに対する関心を有しているか
- ・発表や意見交換に支障のないコミュニケーション能力を有しているか
- ・ワークショップへの参加を通じて、自身や地域の未来について行動を起こしていきたいという意欲を有しているか。
- ・ワークショップへの参加を通じて、教育現場や地域との関わりに積極的に参画したいという意欲を有しているか。

## 9 スケジュール（予定）

① 公募（申請書）締切：令和8年6月3日（水）午後5時必着

② 審査、結果の通知：令和8年6月中旬

③ ワークショップ日程：

第1回：令和8年6月25日（木）午後1時～午後5時

第2回：令和8年7月9日（木）午後1時～午後5時

第3回：令和8年7月23日（木）午後1時～午後5時

※各回の進行状況により、事前にメンバーと協議のうえ、第4回を追加設定する可能性あり。

※第1回ワークショップまでに、選考通過者を対象としたオンラインでの事前説明会を実施予定。

④ ワークショップ開催地：倉吉市内

## 10 応募方法

とっとり電子申請サービスのWEB 申込フォームから応募申込を行う。

申込フォーム：[https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=21085](https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=21085)

## 11 問合せ先

鳥取県 令和の改新戦略本部 とっとり未来創造タスクフォース

〒680-8570 鳥取市東町1-220

電話：0857-26-7668 電子メール：mirai-taskforce@pref.tottori.lg.jp

附則 この要領は、令和7年4月8日より施行する。

附則 この要領は、令和7年9月16日より施行する。

附則 この要領は、令和8年4月30日より施行する。